

改正労働安全衛生法の主なポイント

— 個人事業者等の安全衛生対策 —

林材業労災防止協会本部 教育支援課（令和 8 年 6 月）

はじめに

1 省令改正の経緯

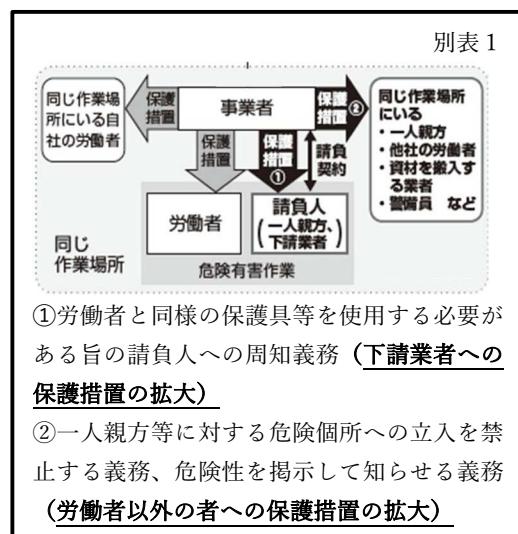
建設アスベスト訴訟の最高裁判決を受け、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の者にも労働者と同等の保護が図られるよう、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）第 22 条に続き、第 20 条及び第 21 条に基づく労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）等の規定が改正されました（別表 1）。これにより、①労働者と同様の保護具を使用する必要がある旨の請負人への周知義務（下請業者への保護措置の拡大）、②一人親方等に対する危険箇所への立入を禁止する義務、危険性を掲示して知らせる義務（労働者以外の者への保護措置の拡大）などの規定が、第 22 条関係が令和 5 年 4 月 1 日に、第 20 条等関係が令和 7 年 4 月 1 日に施行されています。

2 今回の法改正のポイント

(1)令和 7 年 5 月 12 日に公布された令和 7 年法律第 33 号（以下「改正法」という。）による安衛法の改正では、個人事業者等の安全衛生対策として、新たに「個人事業者等」を同法による保護の対象及び義務の主体として位置付けました。また、「作業従事者」（前記 1 の省令改正では労働者以外の者を含めて「作業に従事する者」と規定されましたが、改正法等により「作業従事者」と変更されました。）という概念を設け、これまで安衛法が保護対象としてきた労働者と、労働者と同じ場所で働く個人事業者等を「作業従事者」として保護の対象としました。

ここで、「**個人事業者**」とは、「事業を行う者で、労働者を使用しない者」（安衛法第 31 条の 3 第 1 項）をいい、「**作業従事者**」とは、「事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者」（安衛法第 15 条第 1 項）をいいます。作業従事者には労働者のほかに、個人事業者、下請業者及びその労働者等も入りますが、両者を区別する場合には「労働者である作業従事者」と「労働者以外の作業従事者」と書き分けています。

(2)今回の法改正のポイントは、労働者と同じ場所で働く個人事業者等を安衛法による保護の対象及び義務の主体と位置づけ、元方事業者や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めた



ころにあります。具体的には、①混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象を自社及び請負人の労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大（令和8年4月1日施行）、②業務上災害報告制度の創設（令和9年1月1日施行）、③個人事業者等自身による安全装置等を具備しない機械等の使用の禁止等の措置の義務付け（令和9年4月1日施行）、④作業場所管理事業者への連絡調整の義務付け（令和9年4月1日施行）などがあります。

3 林材業との関連

この改正は、林業・木材製造業（以下「林材業」という。）の安全衛生対策に直接の影響を及ぼすものが多く、林材業の現場に即して、その内容を理解することが重要です。

例えば、前記の2の(2)の①に係る「林材業への適用場面」としては、林業現場では伐木作業や集材作業を、製材工場では加工作業を、請負業者や一人親方に外注した場合に、元請業者の労働者と外注先の労働者の他に、下請業者の事業主・役員、一人親方等の個人事業者等が同じ場所で混在作業を行うことが少なからず見受けられます。今回の法改正では、この同じ場所で混在作業が行われることによる労働災害を防止するため、元方事業者による連絡調整、個人事業者等による安全装置の具備と検査や特別教育等の受講が規定されました。

4 今回の解説の範囲

このため、第1に改正の要点、第2に令和8年4月1日施行分、第3に令和9年4月1日施行分を解説します（文中に引用した改正法令条項は原則として別紙「新旧対照表」に掲載しています。）。前記2の(2)の②業務上災害報告制度の創設は関連通達が公表されてから解説することとしています。なお、改正法では、個人事業者等の安全衛生対策の他に、高年齢者対策や職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置の改正が行われました。改正法の全体像は、昨年令和7年6月開催の全国事務局長会議において、令和7年5月14日付け基発第0514第1号に係る資料に基づき解説しています。

第1 改正の要点

I 令和8年4月1日施行関係

1 改正法関係（令和8年3月30日付け基発0330第1号（以下「8年4月施行通達」という。）記の第1のI関係）

改正法による改正の要点は別表2のとおりです。主なものは次のとおりです。

①安衛法第20条～第25条等に基づき事業者が講ずる措置への遵守義務を労働者以外の作業従事者にも課すこととしました（別表2の1）。

②安衛法第29条（全業種対象）及び第30

別表2

改正の要点

- 1 労働災害防止に関する措置への協力（安衛法第4条）
- 2 労働災害防止計画に係る勧告等（安衛法第9条）
- 3 元方事業者が講ずる措置の対象者（安衛法第15条第1項等）
- 4 労働者以外の作業従事者に対する救護に係る二次災害の防止（安衛法第25条の2）
- 5 事業者が講ずる措置に応じて労働者及び労働者以外の作業従事者が講ずべき措置（安衛法第26条及び第27条）
- 6 元方事業者（安衛法第29条～第30条の3）又は注文者（安衛法第31条～第31条の3）が措置を講ずべき場面の拡充
- 7 注文者による違法な指示の禁止（安衛法第31条の4）
- 8 元方事業者等が講ずる措置の遵守等（安衛法第32条）
- 9 機械等貸与者の講ずべき措置（安衛法第33条）
- 10 建築物貸与者等の講ずべき措置（安衛法第34条）
- 11 作業従事者による申告（安衛法第97条）
- 12 都道府県労働局長等の命令等（安衛法第98条及び第99条）

条の2（製造業対象）に基づき元方事業者が講ずべき措置の対象に、労働者に加え、労働者と

「製造業の元方事業者の講ずべき措置」とは

- 第30条の2は平成18年度に創設された制度で、製造業の元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の木材工場等において混在して行われることによって生ずる労働災害を防止するために作業間の連絡調整を講じなければならないとされています。
- その内容は安衛則643条の2以降に連絡調整の方法、標識の統一等が列記されています。
- 令和7年法律第33号により、安衛法第30条の2も改正され、保護対象が労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡充されました。

別表3



同一の場所で仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者も対象範囲に含めることとしました（別表2の6、別記1、別表3）。

③注文者による違法な指示の禁止について、その適用の場面を、注文者の指示に従って請負人の労働者を労働させた場合から請負人に係る作業従事者が作業を行った場合に拡大しました（別表2の7）。

2 その他改正政省令関係（8年4月施行通達記の第1のIIの2関係、同第1のIIIの2関係）

①機械等貸与者等の講ずべき措置について、対象機械等が拡大（令和7年政令361号による労働安全衛生法施行令第10条の改正）され、従来の対象機械である移動式クレーン、車両系建設機械等に、機械等貸与者がリースすることが一般的で一定の災害が発生しているものとして、フォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダーが追加されました

（注：安全衛生教育機関がフォークリフト運転技能講習等を行うため、リース業者から当該機械の貸与を受け、フリーランスである講師に実技教育としてフォークリフトの操作を委託する場合には、安衛法第33条第2項及び安衛則第667条第1項により、当該運転に係る資格の確認及び作業内容、運行の経路等の通知等の措置を講ずる必要があります。）。

②改正法により「作業従事者」が位置づけられたことを踏まえ、令和8年省令第3号により「作業に従事する者」を「作業従事者」と改めました（安衛則第24条の6、第151条の95、第151条の105等）（別記2）。

別記1

林材業への適用場面
（安衛法第29条・第30条の2関係）

○製材業の事業者が営む製材工場で、加工作業の一部を請負業者や一人親方に外注し、元請業者の労働者と下請業者の労働者の他に、下請業者の事業主・役員、一人親方等の個人事業者等（作業従事者）が同じ場所で混在作業を行う。

（第29条）
○当該仕事に関し、安衛法令に違反しないよう指導を行う（罰則なし）。

（第30条の2）
○混在作業が行われることによる労働災害を防止するための元方事業者による連絡調整を行う。

別記2

林材業への適用場面

○2(1)の安衛則等の改正は、例えば次のように、林材業への関連規定が多いので留意する。

【木材製造業関係】

- ・安衛則101(5)（回転軸等による危険）
- ・同128(1)（立入禁止・送材車）
- ・同151の7（接触の防止・車両系）
- ・同151の13（搭乗の制限・車両系）

【林業関係】

- ・安衛則151の95（接触の防止・車両系）
- ・同151の96（立入禁止・車両系）
- ・同151の101（搭乗の制限・車両系）
- ・同151の105（搭乗の制限・車両系）
- ・同151の106（悪天候時の作業禁止）
- ・同478(1)（かかり木の処理の作業）
- ・同479(2)（伐倒の合図）
- ・同481(1)～(3)（立入禁止・伐木等）

Ⅱ 令和 9 年 4 月 1 日施行関係

1 改正法関係（令和 8 年 5 月 26 日付け基発 0526 第 1 号（以下「9 年 4 月施行通達」という。）記の第 1 の I 関係）

改正法による改正の要点は別表 4 のとおりです。

①作業場所管理事業者の措置として、作業場所管理事業者に係る作業従事者と、作業場所管理事業者と請負関係のある事業を行う者に係る作業従事者による作業（危険性又は有害性等を勘案して省令で定める業務に係る作業）が行われる場合に、作業場所管理事業者に作業間の連絡調整等を義務付けたものです（別表 4 の 1）。

- | 別表 4 | |
|-------|---|
| 改正の要点 | |
| 1 | 作業場所管理事業者の講ずべき措置等（安衛法第 30 条の 4） |
| 2 | 危険又は有害な機械等の使用禁止（安衛法第 42 条第 2 項・第 3 項） |
| 3 | 機械等の定期自主検査（安衛法第 45 条第 2 項等） |
| 4 | 安全衛生教育（安衛法第 59 条第 4 項及び第 60 条の 2 第 2 項） |

②危険又は有害な機械等の使用禁止について、厚生労働大臣が定める機械等の使用制限を安衛法第 42 条第 2 項に位置付けるとともに、第 42 条第 3 項を新設し、「作業従事役員等」（第 3 の 1 参照）についても同様の規定を整備したものです（別表 4 の 2）。

③個人事業者に対し、その作業従事役員等が労働者との同一の場所で危険有害な業務を行う場合に、安衛法第 45 条第 1 項の機械等について、事業者に義務付けているのと同様の定期自主検査の実施及びその結果の記録等を義務付ける規定を整備したものです（別表 4 の 3）。

④作業従事役員等に対し、労働者との同一の場所において危険有害な業務を行う場合について、特別教育を義務付け、また、危険有害業務に現に就いている者に対する教育を受講する努力義務を課すこととしたものです（別表 4 の 4）。

第 2 令和 8 年 4 月 1 日施行関係（8 年 4 月施行通達記の第 2 の 1 関係）

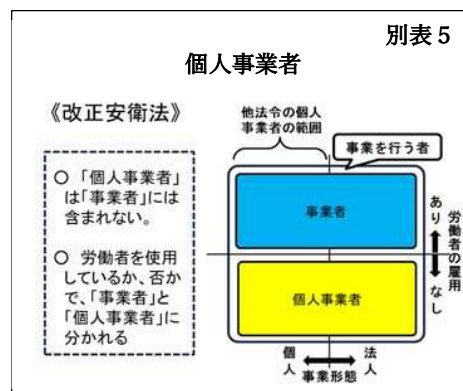
1 「個人事業者」の範囲（8 年 4 月施行通達記の第 2 の 1 の(1)関係）

(1) 他法令との違い（別表 5）

他法令では、事業を行う者が、個人事業者であるか否かは法人であるか否かで判断される場合が多いが、安衛法では「**個人事業者**」とは「**事業を行う者であって、労働者を使用しない者**」（安衛法第 31 条の 3 第 1 項）と定義されており、法人であるか否かは問わず、労働者を使用するか否かで判断します。

(2) 特定受託事業者（フリーランス）

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律に基づく「特定受託事業者」は従業員を使用しないものとされているため、基本的には、安衛法上の個人事業者に該当し、その代表者である「特定受託業務従事者」も「個人事業者である作業従事者」に該当するため、労働者との同一の場所で作業に従事する場合には、安衛法の各種措置が適用されます。



2「労働者と同一の場所」の範囲（8年4月施行通達記の第2の1の(2)関係）

(1) 趣旨

改正法では、①個人事業者等が措置を講ずべき場面や、②労働者以外の作業従事者が事業者、元方事業者等の講ずる措置の保護対象となる場面は、労働者以外の作業従事者が「労働者と同一の場所」において仕事の作業に従事する場合に限定されています。これは、労働者に危害を及ぼすおそれがあること等に着目し、既存の労働災害防止対策に労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の作業従事者をも取り込み、労働者のみならず、労働者以外の作業従事者による災害の防止を図ることとしたものです。

(2)「労働者と同一の場所」とは

ここでいう「労働者と同一の場所」とは、当該場所に存在する危険性又は有害性等により、労働者以外の作業従事者と労働者が共通して、危険又は健康障害を生ずるおそれを受ける状態にある場所の範囲をいいます。具体的には別表6も参考に判断します。

「労働者と同一の場所」の判断

別表6

- ① 原則として、物理的に同一の空間において、双方の作業が同時に行われる場所をいう。
- ② 必ずしも、同一の空間、階層に限定されず、同一空間を超えているが、危険性が及ぶおそれのある作業も含まれます。林業において、労働者が伐倒作業を行う区域と、当該伐倒木の転落等により激突される危険のあるその下方で、下請業者の代表者とその労働者が造材作業を行う場所が含まれます。

3「作業従事者」の範囲（8年4月施行通達記の第2の1の(4)関係）

作業従事者は、作業の内容如何にかかわらず、事業を行うものが行う仕事の作業に従事する者をいい、危険有害な作業に限らず、現場監督、記録のための写真撮影、荷物の搬入等も含まれます（安衛法第15条第1項参照）。作業従事者に該当するか否かの判断は別表7も参考に判断します。

「作業従事者」の判断

別表7

- 「作業従事者」の判断に当たっては、契約形式等にかかわらず、実際に当該現場で仕事の作業を行っているかを基準として、個別具体的に判断されるもので、次に掲げるものは含まれる。
- ① 事業者(元方・下請)の労働者
 - ② 事業者又は個人事業者(元方・下請)が法人である場合の代表者
 - ③ 法人でない事業者又は個人事業者のいわゆる個人事業主
 - ④ 個人事業者の家族従事者

第3 令和9年4月1日施行関係（9年4月施行通達記の第2の1関係）

1 個人事業者及び作業従事役員等が労働者と同一の場所で作業を行う際に講ずべき措置等（安衛法第42条第3項、安衛法第45条第2項、安衛法第59条第4項）（9年4月施行通達記の第2の1の(1)関係）

個人事業者である作業従事者や中小事業の代表者や役員は、労働者と同一の場所で就業することも多く、業務上の災害も一定数発生している状況も踏まえ、労働災害防止を目的として事業者や労働者に措置が義務付けられている事項について、同様の観点から、これらの者に対し、構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用の禁止、定期自主検査の実施及び特別教育の受講等の措置を義務付けることとしました。

2 作業従事役員等の範囲（安衛法第42条第3項及び安衛則第24条の17関係（9年4月施

行通達記の第2の1の(2)関係)

安衛法において「作業従事役員等」とは、「事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者」（安衛法第42条第3項）をいいます（別表8）。事業者の範囲は、下表のとおり林材業は300人以下の労働者を使用するものとしています（労災保険特別加入制度の対象と同じ。）。

○中小事業の業種及び規模：林業・木材製造業は事業全体で300人以下が対象となる。

業 種	金融業・保険業・不動産業・小売業	卸売業・サービス業	左記以外の業種(林材業)
労働者数	50人	100人	300人

II 作業場所管理事業者の講ずべき措置（安衛法第30条の4）（9年4月施行通達記の第2の2の(1)～(9)関係）

1 基本的な考え方(次ページの別表9)

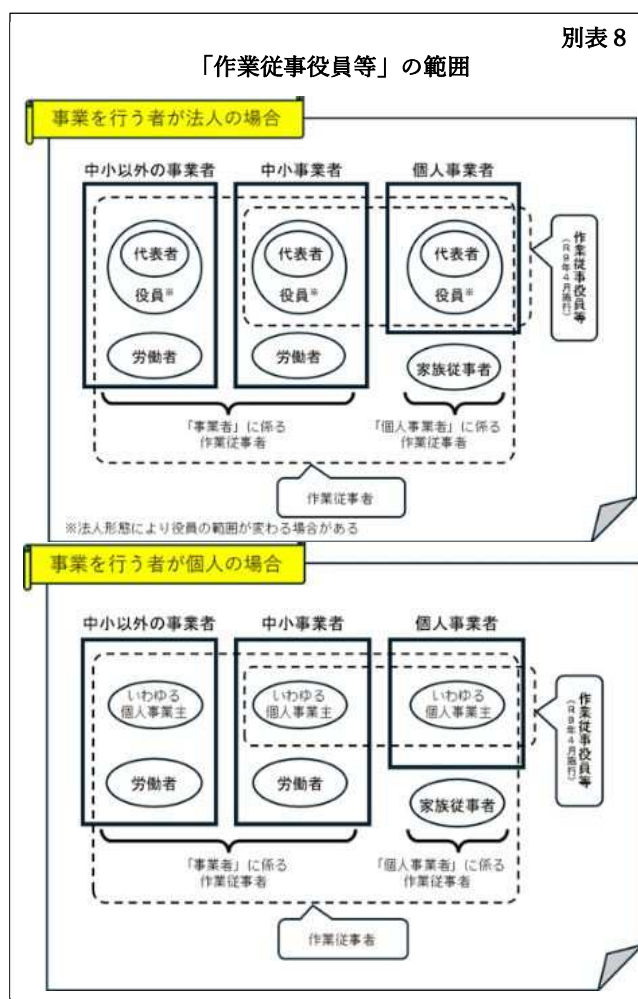
安衛法に基づく規定の多くは、労働者を使用する事業者に対して措置を義務付けていますが、混在作業が行われる場合には、個々の事業主体に義務付けた措置のみでは労働災害の防止を十分に図ることができない場合があります。

このため、安衛法第30条の2に基づき、特定の業種に属する事業の元方事業者に対し、混在作業によって生ずる労働災害を防止するために必要な措置の実施を定めています。

しかしながら、当該業種以外の事業にも同様の危険があることから、業種を限定せず、混在作業によって生ずる労働災害の防止に必要な対策の強化を図ったものです。

2 作業場所管理事業者による連絡調整の要件

別表8



作業場所管理事業者が、その管理する一の場所で、その作業従事者と請負業者の作業従事者が作業を行う場合に、定められた業務を行うときに、講ずることとされています。具体的には次のとおりです。(次ページの別記5)

(1)「作業場所管理事業者」とは

「作業場所管理事業者」とは、仕事を自ら

行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理する者をいいます。製造業の仕事であれば、生産工場を運営する元請事業者、林業の仕事であれば、伐木等業務を統括する元方事業者が該当すると考えられます。

(2)「一の場所」とは

「一の場所」は、複数の作業が相互に関連し、又は交錯することにより、作業間の連絡調整が不十分である場合に労働災害が発生するおそれのある範囲をいいます。別記3を参考に判断します。

(3)請負関係があること

安衛法第30条の4に基づく措置は、実効性をもって措置する必要があることから、作業場所管理事業者と請負関係があることを要件としたものです。したがって、当該場所に立ち入ることがあっても、請負関係がなければ本条の対象とはなりません(仕事が数次の請負契約によるときは、後次の全ての請負契約による請負人を含みます。)

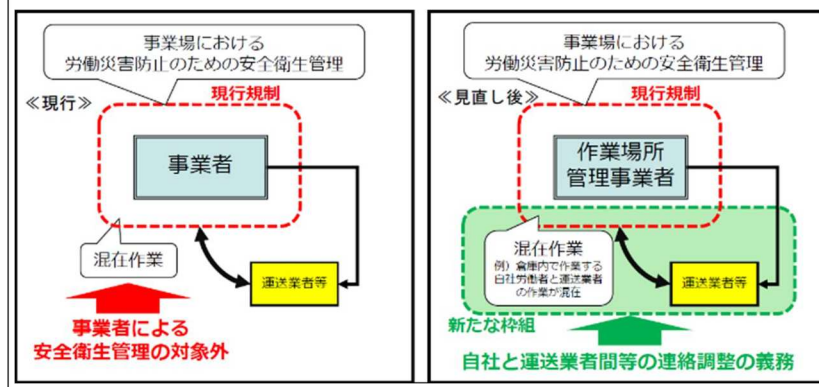
(4)混在作業であること

一の場所で事業主体が異なる労働者や労働者以外の作業従事者により近接又は輻輳して

別表9

「混在作業場所を管理する者による連絡調整措置の創設」

- 3業種(建設業・造船業・製造業)や仕事の枠にかかわらず、「一の場所」で行われる混在作業(荷の搬入・搬出作業や機械・設備のメンテナンス作業等)に着目し、混在作業場所を管理する者(作業場所管理事業者)に作業間の連絡調整等の一定の措置を求める枠組みを創設



別記3

林材業の適用場面 (一の場所の例)

- 製材工場構内において、生産作業と保全工事、設備改造、運搬等の作業が同時に又は前後して行われる区域。
- 林業の伐採現場、造材場所、集材地点、土場等の作業場所において、伐木、造材、集材、運搬、機械整備等の作業が同時又は前後して行われる区域。山林内の一つの伐区、同一の集材路・作業道を使用する一連の作業エリア。
- 反対に、同じ森林でも尾根や谷で完全に隔てられていて相互の作業が影響を及ぼさない場合は該当しない。

別記4

林材業の適用場面 (混在作業の例)

- 例1：元方事業者によるチェーンソーを用いた伐木造材作業と下請事業者による車両系機械を用いた集材作業が近接して行われている林業現場(元方事業者は作業箇所の範囲、段取り等を把握して調整し、接近作業とならないように指示をする必要があります。)
- 例2：急斜面の伐倒作業現場で、第1次下請事業者が上部でチェーンソーを用いた伐倒を、当該伐倒木の転落のおそれのある下部の作業道で第2次下請が車両系機械による集材作業が行われている林業現場(各作業を把握・調整し、上下作業を行うことのないよう、指示を行う必要があります。)

作業が行われ、同時に行われることを原則とし、時間的に近接して行われている場合を含みます(前ページの別記4)。

(5)定められた対象業務

対象業務について、安衛法第30条の2は業種で限定されてい

「危険有害性を勘案して厚生労働省で定めた業務」

- ① 就業制限業務(第1号)
- ② 特別教育を必要とする業務(第2号)
- ③ 作業主任者要選任作業に係る業務(第3号)
- ④ 作業指揮者を定める必要がある作業に係る業務(第4号)
- ⑤ 貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務(第5号)
- ⑥ 安衛法令に基づき定期に実施する検査、補修等の業務(第6号)

別表 10

別記 5

林材業への適用場面

(作業間の連絡調整の要件の具体例)

- 作業場所管理事業者による連絡調整を行うべき場面としては、(1)～(5)の5つの要件に該当する場合があります。
- 林業でいえば、この管理者は森林の所有者という意味ではなく、(1)一定の区域の山林の伐採を行う事業者がその区画の入退場の管理などを行うことから、作業場所管理事業者と考えられます。そして、(2)一定の区画において、(3)下請業者に外注して、(4)輻輳する伐採の作業に関して、(5)元請・下請業者の作業従事者にチェーンソーを用いたり、伐木等機械を運転させたりしており、連絡調整を行うべき場面に該当します。
- 木材製造業でいえば、(1)製材の仕事を行う事業者がその仕事を行う自社工場を管理しており、作業場所管理事業者と考えられます。そして、(2)工場構内において、(3)下請業者に外注して、(4)近接する製材作業に関して、(5)元請は木材加工用機械作業主任者の指揮下の業務を、下請業者の作業従事者にフォークリフトによる丸太の運搬作業をさせており、連絡調整を行うべき場面に該当します。

るのに対し、安衛法第30条の4は業種の限定がないため、危険有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務としたものです。具体的には、改正安衛則第643条の10の各号で定める別表10のとおりです。

3 作業場所管理事業者の講ずべき作業間の連絡調整の措置(安衛則第643条の11)(別記6)

安衛則第643条の11は、安衛法第30条の4に基づく「作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置」について、その実施方法等を定めたもので、基本的な考え方は、

別記 6

林材業への適用場面

(作業間の連絡調整として講ずべき措置の具体例)

- 随時実施する作業間の連絡調整として、作成した作業計画を前提に、①各関係請負人の作業の段取りの把握、②混在作業による労働災害防止のための段取りの調整及び③調整後の段取りの指示等の作業間の連絡及び調整をいうものと考えられます。
- 林業の具体例は次のとおりです。
- ① 把握
 - ・ 請負業者や一人親方に係る作業従事者による各作業の時期・タイミング、特に、木材グラブ機等の車両系機械及びチェーンソーによる伐木作業の範囲と時間
 - ・ 危険情報の共有事項として、伐倒方向、かかり木の状況、急傾斜・崩落の危険箇所
 - ・ 区域内に立ち入る全ての作業従事者を把握し、相互に連絡がとれる方法を確認
- ② 調整
 - ・ 立入禁止区域の徹底(立木の高さの2倍相当の範囲等のルールの徹底含む)
 - ・ 車両系機械及びチェーンソーによる伐木作業時の合図の統一
 - ・ 緊急時の連絡体制の確立
- ③ 指示
 - ・ 朝のミーティング時に、口頭又は書面による指示の徹底
 - ・ 作業指示の掲示等による徹底
 - ・ 必要な作業ルールの作成・周知、非定常作業での誘導員の配置

製造業の元方事業者に係る作業間の連絡調整を定めた安衛法第 30 条の 2 と変わるものではありません。

4 安衛法第 30 条の 4 と安衛法第 30 条の 2 との適用関係（安衛法第 30 条の 4 第 2 項）

ア 安衛法第 30 条の 2 は、製造業の元方事業者に適用されるのに対し、安衛法第 30 条の 4 は、業種にかかわらず作業場所管理事業者に対して連絡調整の措置を求めるものであり、安衛法第 30 条の 4 は、安衛法第 30 条の 2 が適用されない場面にも対応するものです。

また、製造の作業のみが行われる場所で元方事業者に安衛法第 30 条の 2 に基づく措置義務が課されているときは、安衛法第 30 条の 4 第 2 項により、安衛法第 30 条の 4 は適用されません。

イ 一方、①安衛法第 30 条の 2 の対象となる製造の作業に加え、②運送事業による荷役作業という二つの仕事が行われている場合には、①は安衛法第 30 条の 4 第 2 項の適用除外の適用対象とはならないため、①と②が重複適用されることとなります。ただし、この場合、①は②と同等以上の措置を義務付けているため、安衛法第 30 条の 2 の適用にならない運送事業による荷役作業についてのみ安衛法第 30 条の 4 に基づく措置を講じれば足りるものです。

Ⅲ 安衛則第 643 条の 12 に基づく作業間の連絡調整（安衛法第 30 条の 2 及び第 30 条の 4 が適用されない場面）（9 年 4 月施行通達記の第 2 の 1 の(10)関係）

1 基本的な考え方

安衛則第 30 条の 2 及び第 30 条の 4 が適用されない場面においても、当該作業により労働災害が発生するおそれがあることから、その防止のために法令上の規定を設けたものです（罰則の適用はない。）。

また、本条は、安衛法以外の法令において義務付けのある作業を含め、一の場所で異なる事業主

体が作業を行うことによる危険が生ずるおそれのある作業に広く適用されます。

なお、隣接した席で単純な事務作業を行うような危険が生ずるおそれのない場合にまでその対象に含める趣旨ではありません。

これらの適用関係を整理すると次の別表 11 のとおりとなります。

2 作業場所管理事業者による措置（安衛則第 643 条の 12 第 1 項）

本条は、第 1 項で、作業場所管理事業者は安衛則第 30 条の 4 に規定する場合を除き、その

別表 11 「混在作業」による労働災害防止に関する規定						
	対象 業種 の 限 定	混 在 作 業 の 有 無	請 負 接 続 の 有 無	対象 業 種 の 限 定	罰 則 の 有 無	備 考
①安衛法第 30 条の 2 (製造業の元方事業者)	○	○	○	×	○	
②安衛法第 30 条の 4 (作業場所管理事業者)	×	○	○	○	○	
③安衛則第 643 条の 12 第 1 項 (作業場所管理事業者)	×	○	×	×	×	
④安衛則第 643 条の 12 第 2 項(作業場所管理事業者がい ない場合)	×	○	×	×	×	

管理する一の場所において、混在作業による労働災害を防止するために連絡調整を行うものとしています。

3 作業場所管理事業者がない場合の措置（安衛則第 643 条の 12 第 2 項）

本条は、第 2 項で、事業を行う者は相互に連絡調整を行うものとしています。

IV 危険又は有害な機械等の使用禁止（安衛法第 42 条）及び定期自主検査の実施等（安衛法第 45 条第 2 項）（9 年 4 月施行通達記の第 2 の 3 関係）

1 基本的考え方

国が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等の使用に伴う危険は、事業者が労働者に使用させる場合に限らず、労働者と同一の場所で労働者以外の作業従事者が使用する場合にも同様に発生します。また、安衛法第 45 条第 1 項の機械等の定期自主検査の不備に伴う危険も同様です。このため、改正法により新設された安衛法第 42 条第 3 項及び安衛法第 45 条第 2 項により、作業従事役員等が労働者と同一の場所において機械等を用いた作業を行う場合についても、事業者が労働者に機械等を使用させる場合と同様の規定を整備したものです。

2 作業従事役員等自らが機械等を持ち込む場合の実施事項

(1) 作業従事役員等の実施事項

ア 構造規格又は安全装置の具備とその確認

改正法により新設された安衛法第 42 条第 3 項は、安衛法第 42 条第 1 項の国が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等について（別記 7）、作業従事役員等自らが機械等を持ち込み、労働者と同一の場所において使用する場合には、当該機械等が同項の構造規格又は安全装置を（具備していなければ使用してはならないので、）具備していることを自ら確認して使用することを求める趣旨とされています。また、同様に安衛法第 45 条第 2 項は、安衛法第 45 条第 1 項に基づく定期自主検査の対象となる機械等（別記 8）について、持ち込む際に、（検査を実施していなければ使用してはならないので、）必要な定期自主検査が実施され、その結果が記録されていることを自ら確認することを求める趣旨であるとされています。

別記 7

林材業への適用場面

（「構造規格又は安全装置」を具備すべき機械等の具体例）

- ①木材加工用丸のこ盤及びその反発予防装置又は歯の接触予防装置（安衛法第 42 条第 1 項別表 2 第 10 号）
- ②保護帽（同別表第 15 号）
- ③手押しかんな盤及びその刃の接触予防装置（安衛施行令第 13 条第 3 号）
- ④車両系建設機械（同施行令第 9 号）
- ⑤墜落制止用器具（同施行令第 28 号）

別記 8

林材業への適用場面

（定期自主検査、作業指揮の具体例）

- 定期自主検査
 - ・フォークリフト（安衛則第 151 条の 21）
 - ・フォークローダー、ショベルローダー（安衛則第 151 条の 31）
- 作業指揮
 - ・車両系木材伐出機械による作業（伐木等機械を除く）（安衛則第 151 条の 90）

イ 臨時に安全装置等を取り外す場合の措置

安衛則第 29 条第 3 項は、持ち込み機械等の安全装置等を取り外し又はその機能を失わせてはならないこと、例外的に第 3 項に「点検、調整等の作業」等各号の全てに該当する場合には取り外し等が認められていること、安衛則第 29 条第 4 項でその必要がなくなった後、直ちに原状に復することを義務付けています。

(2)元方事業者等の実施事項

ア 構造規格・安全装置の具備状況等への配慮

安衛法第 30 条の 2、第 30 条の 4 又は安衛則第 643 条の 12 に基づく措置の実施に当たっては、構造規格・安全装置の具備状況及び定期自主検査の実施状況に配慮することが望ましいとされています。

イ 定期自主検査に要する費用

定期自主検査に要する費用については、一義的には作業従事役員等自身が負担すべきものですが、安衛法第 3 条第 3 項の趣旨も踏まえ、受注した仕事に要する期間で按分したものを安全衛生経費として計上するなど、仕事の注文者の配慮が必要であるとしています。

3 作業従事役員等が他の事業者の機械等を使用する際の実施事項

(1) 作業従事役員等の実施事項

ア 構造規格又は安全装置の具備とその確認

改正法により新設された安衛法第 42 条第 3 項及び第 45 条第 2 項は、作業従事者役員等に対し、機械等の管理権原に関わらず、機械等に係る構造規格や安全装置の具備、定期自主検査の実施を義務付けるものですが、一時的に貸与を受けた機械等に自ら安全装置を取り付け、定期自主検査を実施することまで義務付ける趣旨ではなく、機械等の管理権原を有する者において適切な措置が講じられていることを確認することをもって足りる趣旨とされています。

イ 臨時に安全装置等を取り外す場合の措置

安衛則第 29 条第 2 項により準用する同条第 1 項第 2 号は、作業従事役員等が機械等の管理権原を有する者である安全装置を設けた者に確認し許可を受けた場合に、臨時に安全装置等を取り外すことができる趣旨とされています。

(2) 貸与した事業者の実施事項

ア 構造規格又は安全装置を具備していることの確認

事業者は自ら保有する安衛法第 42 条第 1 項の機械等を作業従事役員等に一時的に貸与する場合は、同項の規定により、当該機械等が同項の構造規格又は安全装置を具備していなければ貸与してはなりません。

イ 定期自主検査の実施等

事業者が自ら保有する定期自主検査の対象となる機械等を個人事業者に貸与する場合の安衛法第 45 条第 1 項の規定は、貸与を受けた個人事業者が必要な検査の実施とその記録を確認した上で使用できるよう、当該記録を共有することを求める趣旨とされています。



V 安全衛生教育（安衛法第 59 条第 4 項、安衛法第 60 条の 2 第 2 項）（9 年 4 月施行通達記の第 2 の 4 関係）

1 基本的な考え方

危険又は有害な業務に伴う危険や健康障害は、労働者に限らず、労働者同一の場所で同様の業務を行う労働者以外の作業従事者にも同様に生じるものです。このため、作業従事役員等が労働者同一の場所において危険又は有害な業務を行う場合についても、作業従事役員等に対して特別教育の受講を義務付け、また、特別教育のほか危険又は有害な業務に現に就いている者に対する教育についても、その受講の努力義務を課すこととしたものです。（別記 9）

別記 9	
林材業への適用場面 （特別教育、危険有害業務従事者教育の具体例）	
○特別教育	
・チェーンソーの伐木等の業務（安衛則第 36 条第 8 号）	
・車両系木材伐出機械（同条第 6 の 2 ～ 7 の 2）	
○危険有害業務従事者安全衛生教育	
・フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育（安衛令第 20 条第 11 号）（安衛則第 36 条第 7 号）	
・チェーンソーによる伐木等の業務従事者安全衛生教育（安衛則第 36 条第 8 号）	

2 各種教育の受講等

上記の教育以外の雇入れ時等の教育等の各種教育の受講、作業主任者技能講習、免許の修了が望ましいとしています。

3 費用負担

作業従事役員等が受講する特別教育、危険有害業務従事者安全衛生教育については、注文者に一律に費用負担が求められるものではありませんが、安衛法第 3 条第 3 項の趣旨も踏まえ、受注した仕事に要する期間で按分したものを安全衛生経費として計上するなどの必要な配慮を行うことが望ましいとしています。

4 元方事業者等の措置

作業従事役員等が作業を行う場所を管理する事業者（元方事業者等）は、安衛法第 30 条の 2、第 30 条の 4 又は安衛則第 643 条の 12 に基づく措置の実施に当たっては、必要となる安全衛生教育の受講等の有無を確認することが望ましいとしています。

5 その他の留意事項

安全装置の点検・整備（安衛則第 28 条）及び作業開始前点検（安衛則第 151 条の 75 等）は作業従事役員等に対する法令上の義務ではありませんが、労働災害防止の観点から事業者が労働者に対して実施する場合と同様に、これらの点検を行うことが望ましいとしています。

1 労働安全衛生法（令和7年法律第33号・令和7年5月14日公布）

改正後（令和9年4月1日～）	改正前
（統括安全衛生責任者） 第15条 事業者で、・・・当該一の場所において、その労働者である作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）・・・及びその請負人・・・。 （元方事業者の講ずべき措置等） 第29条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人に係る作業従事者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。 第30条の2 製造業その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。 （作業場所管理事業者の講ずべき措置） 第30条の4 仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するもの（以下この項並びに第32条第4項及び第8項において「作業場所管理事業者」という。）は、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及びその請負人（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）に係る作業従事者が作業を行う場合であつて、これらの作業従事者のいずれかが、危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。 2 前項の規定は、当該場所において一の仕事のみが行われる場合において、当該仕事に係る全ての作業従事者に関して、第30条第1項又は第30条の2第1項に規定する措置が講じられることとなるときは、適用しない。 第31条の3 建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者又は個人事業者（事業を行う者で、労働者を使用しないものをいう。以下同じ。）に係る作業従事者・・・ （譲渡等の制限等） 第42条（略） 2 事業者は、前項の機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならない。 3 事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（以下「作業従事役員等」という。）は、自ら第一項の機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。 （定期自主検査） 第45条（略） 2 個人事業者は、当該個人事業者に係る作業従事役員等が労働者と同一の場所において仕事の作業を行	（統括安全衛生責任者） 第15条 事業者で、・・・<u>その労働者及びその請負人</u>・・・。 （元方事業者の講ずべき措置等） 第29条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。 第30条の2 製造業その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。 （新設） 第31条の3 建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者の<u>労働者</u>が一の場所において・・・ （譲渡等の制限等） 第42条 特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。（改正なし） （新設） （新設） （定期自主検査） 第45条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。（改正なし） 2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令

<u>う場合には、前項の機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。</u> (安全衛生教育) 第 59 条 4 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。 第 60 条の 2 2 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、第 59 条第 4 項に定めるもののほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならない。	<u>で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、当該事業者（事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で 当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第 54 条の 3 第 1 項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。</u> (安全衛生教育) 第 59 条 (新設) 第 60 条の 2 (新設)
---	--

2 労働安全衛生規則（令和 8 年省令 3 号・令和 8 年 1 月 20 日公布）

改正後（令和 8 年 4 月 1 日～）	改正前
(権限の付与) 安衛則第 18 条の 5 元方安全衛生管理者を選任した事業者は、当該元方安全衛生管理者に対し、その労働者である作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)<u>及び法第 15 条第 1 項の関係請負人（以下「関係請負人」という。）に係る作業従事者（法第 30 条第 2 項又は第 3 項の規定により指名された事業者が元方安全衛生管理者を選任した場合にあつては、当該場所において当該仕事の作業に従事する全ての作業従事者）の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため必要な措置をなし得る権限を与えなければならない。</u> (人員の確認) 安衛則第 24 条の 6 事業者は、第 24 条の 3 第 2 項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる時までに、ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 2 条に規定する岩石の採取のため のものを除く。）をいう。以下同じ。）の内部又は高圧室内（潜かん工法その他の圧気工法による作業を行うための大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部をいう。）において作業に従事する作業従事者の人数及び氏名を常時確認することができる措置を講じなければならない。 (接触の防止) 安衛則第 151 条の 95 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系木材伐出機械又は取り扱う原木等に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。 (立入禁止) 安衛則第 151 条の 96 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する<u>作業従事者</u>が物体の飛来等により危険が生ずるおそれのある箇所（当該作業を行つている場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのある箇所を含む。）に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。 (作業装置の運転のための運転位置への搭乗の制限) 安衛則第 151 条 105 事業者は、労働者が作業を行う作業場において、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる車両系木材伐出機械を走行させるときは、当該車両系木材伐出機械の作業装置の運転のための運転位置に<u>作業従事者</u>を乗せてはならない。	(権限の付与) 安衛則第 18 条の 5 事業者は、元方安全衛生管理者に対し、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため必要な措置をなし得る権限を与えなければならない。 (人員の確認) 安衛則第 24 条の 6 事業者は、第 24 条の 3 第 2 項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる時までに、ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 2 条に規定する岩石の採取のため のものを除く。）をいう。以下同じ。）の内部又は高圧室内（潜かん工法その他の圧気工法による作業を行うための大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部をいう。）において作業に従事する者の人数及び氏名を常時確認することができる措置を講じなければならない。 (接触の防止) 安衛則第 151 条の 95 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系木材伐出機械又は取り扱う原木等に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。 (立入禁止) 安衛則第 151 条の 96 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者が物体の飛来等により危険が生ずるおそれのある箇所（当該作業を行つている場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのある箇所を含む。）に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。 (作業装置の運転のための運転位置への搭乗の制限) 安衛則第 151 条 105 事業者は、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる車両系木材伐出機械を走行させるときは、当該車両系木材伐出機械の作業装置の運転のための運転位置に<u>作業に従事する者</u>を乗せてはならない。

3 労働安全衛生規則（令和8年省令第29号・令和8年3月23日公布）

改正後（令和9年4月1日～）	改正前
（安全装置等の有効保持） 第29条（略） 2 前項の規定は、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う法第42条第3項の作業従事役員等（以下「作業従事役員等」という。）が他の事業者の機械等を使用する場合について準用する。（略） 3 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において、機械等を用いて仕事の作業を行う場合（前項の場合を除く。）においては、当該機械等の安全装置等を取り外し、又はその機能を失わせるてはならない。ただし、次の各号のすべてに該当するときは、この限りでない。 一、二（略） 4 作業従事役員等は、前項ただし書の場合において、安全装置等を取り外し、又はその機能を失わせたときは、その必要がなくなった後、直ちにこれを原状に復しておかなければならない。 5、6（略） （法第30条の4第1項の厚生労働省令で定める業務） 第643条の10 法第30条の4第1項の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる、周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある業務とする。 一 令第20条各号に掲げる業務 二 第36条各号に掲げる業務 三 令第6条各号に掲げる作業に係る業務 四 法及びこれに基づく命令により作業を指揮する者を定める必要がある作業に係る業務 五 第151条の2第7号に規定する貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務 六 法及びこれに基づく命令により定期に実施する検査、補修等の業務 （作業間の連絡及び調整） 第643条の11 法第30条の4第1項の作業場所管理事業者（以下この条及び次条において「作業場所管理事業者」という。）は、同項の作業間の連絡及び調整については、随時、作業場所管理事業者と同項の請負人（以下この条において「請負人」という。）との間及び請負人相互間における連絡及び調整を行わなければならない。 （作業場所管理事業者等の講ずべき措置） 第643条の12 作業場所管理事業者は、法第30条の4に規定する場合を除き、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び当該一の場所において事業を行う他の事業を行う者に係る作業従事者が周囲で作業を行う作業従事者に危害を生ずるおそれのある作業その他の作業を行う場合には、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、随時、作業場所管理事業者と当該事業を行う者との間及び事業を行う者相互間における連絡及び調整を行うものとする。 2 事業を行う者は、作業場所管理事業者がいらない一の場所においてその作業従事者及び当該一の場所において行われる事業を行う他の事業を行う者に係る作業従事者が前項の作業を行う場合（当該一の場所において作業を行う作業従事者の中に労働者がいない場合を除く。）には、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、随時、当該他の事業を行う者と相互に連絡及び調整を行うものとする。 3 第1項の場合において、作業場所管理事業者以外の事業を行う者は、作業場所管理事業者が行う措置に応じて、必要な措置を講ずるものとする。 4 第1項又は第2項の場合において、作業従事者は、前3項の規定により講じられる措置に応じて、必要な事項を守るものとする。	（安全装置等の有効保持） 第29条 労働者は、安全装置等について、次の事項を守らなければならない。（改正なし） 一 （略） 二 臨時に安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせる必要があるときは、あらかじめ、事業者の許可を受けること。 三、四（略） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）